

相模小学校と神田中学校の指定避難所の対象地域・自治会が変更になります！

相模小学校の移転に伴い、災害により自宅に住めなくなってしまった場合などに避難生活を送る相模小学校及び神田中学校の指定避難所の対象地域と自治会が変更となります。

令和4年（2022年）3月30日から		
指定避難所名	神田中学校(田村 4-31-1)	相模小学校(大神 2434-1)
対象大字	田村3丁目の一部 田村4丁目 田村6丁目 田村8丁目 田村9丁目 } (相模小学校から変更)	大神 吉際 } (神田中学校から変更)
対象自治会	田村3・4丁目自治会 田村6丁目自治会 田村8丁目自治会 田村9丁目自治会 } (相模小学校から変更)	大神第一自治会 大神第二自治会 大神第三自治会 大神第四自治会 吉際 } (神田中学校から変更)

いわゆる『避難所』には2種類の機能があるのをご存知ですか？

いわゆる『避難所』には「指定避難所」と「指定緊急避難場所」の2つがあります

【指定避難所とは】

災害によって自宅に住めなくなってしまった場合などに、避難者が共同で避難生活を送る場所です。

【指定緊急避難場所とは】

切迫した災害の危険から一時的に逃れるための場所で、洪水や土砂災害などの災害ごとに定められています。対象の地域はありません。ご自身が安全に移動できる避難場所へ避難してください。



地震などで自宅に住めなくなってしまった場合は地域の皆さんで運営をするから地域を決めた「指定避難所」へ！

台風などの風水害では、一時的に命を守るために「指定緊急避難場所」だけでなく危険の無い親戚の家や、自宅の2階などどこに避難しても良いです！

避難行動の例 【地震】

地震発生

揺れが納まったら・・・

※一時(いつとき)避難場所
で安否確認

自宅が危険!!

自宅は無事!!

安全に生活できる場所へ移動

・指定避難所

※避難所ごとのルールを守り、避難者同士協力して
生活しましょう

・親戚知人宅 など

自宅で生活が可能

※余震による損壊に注意してください。

引き続き情報収集を続けましょう。

避難行動の例 【台風】

台風接近
避難情報発令

自宅は安全?

事前にハザードマップ等で確認

自宅は安全!!

自宅が危険!!

避難の必要はありません。

引き続き情報収集を続けましょう。

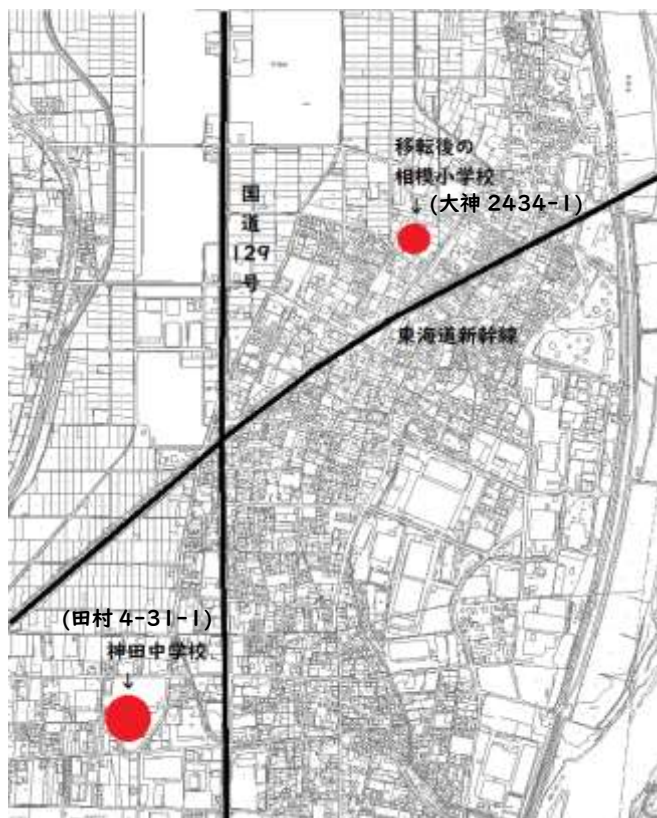
一時的に安全な場所へ避難

・安全な親戚・知人宅

・指定緊急避難場所 等

※早めに避難をして引き続き情報収集を
続けましょう。

【位置図】



避難とは「難」を「避ける」ことであり、
安全な場所にいる人まで避難所に行く必要
はありません。

事前に自宅や自宅周辺、日常で使う場所
の危険を把握することが大切です!



【問合せ先】

平塚市災害対策課

電話 0463-21-9734